



新	旧
<p>(監視ポイントの選定等)</p> <p>第5条 監視ポイントについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>南北連絡線等</u>に設置されるエレベーター及びエスカレーター、<u>南北連絡線等</u>壁面に設置される展示ケース並びにこれらを含む<u>南北連絡線等</u>の空間</p> <p>(2) <u>南北連絡線等</u>に設置されるエレベーター内部</p> <p>2 管理責任者は、設置箇所を選定したときは、設置箇所管理簿（別記様式）を作成しなければならない。</p> <p>3 市長は、監視カメラの設置を周知するため、設置箇所付近に監視中である旨を示した表示板等を設置する。</p> <p>(画像の利用及び外部への提供)</p>	<p>(監視ポイントの選定等)</p> <p>第5条 監視ポイントについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>連絡線</u>に設置されるエレベーター及びエスカレーター、<u>連絡線</u>壁面に設置される展示ケース並びにこれらを含む<u>連絡線</u>の空間</p> <p>(2) <u>連絡線</u>に設置されるエレベーター内部</p> <p>2 管理責任者は、設置箇所を選定したときは、設置箇所管理簿（別記様式）を作成しなければならない。</p> <p>3 市長は、監視カメラの設置を周知するため、設置箇所付近に監視中である旨を示した表示板等を設置する。</p> <p>(画像の利用及び外部への提供)</p>
<p>第6条 管理責任者は、多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「条例」という。）第9条第2項各号に該当する場合（警察機関への通報等の資料として利用する場合を含む。）を除き、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「画像記録」という。）の監視カメラの設置目的以外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 管理責任者は、画像記録の目的外利用等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。</p> <p>(1) 目的外利用等を行った年月日</p> <p>(2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。）</p> <p>(3) 目的外利用等の目的及びその理由</p> <p>(4) 目的外利用等を行った画像記録の内容</p> <p>3 管理責任者は、第1項の規定により画像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲に留めるとともに、提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 画像記録を適正に管理すること。</p> <p>(2) 画像記録の提供を求めた相手方の利用目的以外の目的に利用しないこと。</p> <p>(3) 第三者への無断提供を行わないこと。</p> <p>(4) 相手方の目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。</p> <p>(記録媒体の管理)</p>	<p>第6条 管理責任者は、多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「条例」という。）第9条第2項各号に該当する場合（警察機関への通報等の資料として利用する場合を含む。）を除き、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「画像記録」という。）の監視カメラの設置目的以外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 管理責任者は、画像記録の目的外利用等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。</p> <p>(1) 目的外利用等を行った年月日</p> <p>(2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。）</p> <p>(3) 目的外利用等の目的及びその理由</p> <p>(4) 目的外利用等を行った画像記録の内容</p> <p>3 管理責任者は、第1項の規定により画像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲に留めるとともに、提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 画像記録を適正に管理すること。</p> <p>(2) 画像記録の提供を求めた相手方の利用目的以外の目的に利用しないこと。</p> <p>(3) 第三者への無断提供を行わないこと。</p> <p>(4) 相手方の目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。</p> <p>(記録媒体の管理)</p>
<p>第7条 管理者は、記録媒体を適正に保管しなければならない。</p>	<p>第7条 管理者は、記録媒体を適正に保管しなければならない。</p>

新		旧	
<p>2 管理者が画像を確認する場合は、確認理由及び確認に至る状況を記録しなければならない。 (個人情報保護審議会の関与)</p> <p>第8条 市長は、年1回、監視カメラの運用状況を条例第7条に規定する多治見市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告し、個人情報の適正管理について意見を求めなければならない。 (その他)</p> <p>第9条 市長は、本要綱を改正(軽微な改正を除く。)しようとするとき、又は監視カメラの台数の変更等個人情報の収集量の大幅な増加を行おうとする場合は、あらかじめ審議会に意見を求めなければならない。 (委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この告示は、告示の日から施行する。</p> <p><u>別図(第1条関係)</u></p>	<p>2 管理者が画像を確認する場合は、確認理由及び確認に至る状況を記録しなければならない。 (個人情報保護審議会の関与)</p> <p>第8条 市長は、年1回、監視カメラの運用状況を条例第7条に規定する多治見市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告し、個人情報の適正管理について意見を求めなければならない。 (その他)</p> <p>第9条 市長は、本要綱を改正(軽微な改正を除く。)しようとするとき、又は監視カメラの台数の変更等個人情報の収集量の大幅な増加を行おうとする場合は、あらかじめ審議会に意見を求めなければならない。 (委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この告示は、告示の日から施行する。</p> <p><u>【新設】</u></p>	<p>摘要</p>	<p>改正理由</p>